

2023年7月25日

正会員 各位

一般社団法人日本配電制御システム工業会
専務理事 下津雄哉（担当：北田、高田）

物流の2024年問題に関するJSIA会員企業の現状について

拝啓 平素は工業会活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

物流の2024年問題について、昨今マスコミでも報道されていますが、所轄官庁の経済産業省からガイドラインの周知及び自主行動計画作成の依頼が各業界団体にありました。当工業会としても、影響度合いが大きく、本件に積極的に関わっていく所存です。

つきましては、ガイドラインにおける実施が必要な項目について、JSIA会員企業の現状を取り纏めたいと思います。ご多用の所、本実態調査へのご協力をよろしく申し上げます。

なお、経済産業省からの添付関連資料も適時ご参照頂き、物流の2024年問題への理解促進等にお役立て頂ければ幸いです。よろしく願いいたします。

[「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」を策定しました（METI/経済産業省）](#)

敬具

記

会社名

氏名

所属・役職

TEL.

E-mail

発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

ガイドラインに基づき実施が必要な項目

■物流業務の効率化・合理化

1. 荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間の把握について

荷主事業者は、発荷主事業者としての出荷、着荷主事業者としての入荷に係る荷待ち時間及び荷役作業等（荷積み・荷下ろし・附帯業務）にかかる時間を把握する。

発荷主事業者として、出荷に係る荷待ち時間及び荷役作業等にかかる時間を把握出来ている。

YES NO どちらともいえない

コメント（ ）

また、着荷先（客先）での荷待ち時間及び荷役作業等にかかる時間を把握出来ている。

YES NO どちらともいえない

コメント（ ）

着荷主事業者として、入荷に係る荷待ち時間及び荷役作業等にかかる時間を把握出来ている。

YES NO どちらともいえない

コメント（ ）

回答先：JSIA 本部 info@jsia.or.jp または、Fax:03-3436-0738 8月4日まで

2. 荷待ち・荷役作業等時間2時間以内ルールについて（※）

荷主事業者は、物流事業者に対し、長時間の荷待ちや、運送契約にない運転等以外の荷役作業等をさせていない。

現状、荷待ち、荷役作業等（荷積み・荷卸し・附帯業務）にかかる時間は計2時間以内である。

YES NO どちらともいえない

コメント（ ）

※トラックドライバーの1運行の平均拘束時間のうち、荷待ち、荷役作業等にかかる時間は計約3時間と推計されます。これを各荷主事業者の取組によって1時間以上短縮することを基本的な考え方としています。

3. 物流管理統括者の選定について

物流の適正化・生産性向上に向けた取組を事業者内において総合的に実施するため、物流業務の実施を統括管理する者（役員等）を選任している。

YES NO どちらともいえない

コメント（ ）

4. 物流の改善提案と協力について

発荷主事業者・着荷主事業者の商取引契約において物流に過度な負担をかけているものがないか検討し、改善している。

YES NO どちらともいえない

コメント（ ）

■運送契約の適正化

5. 運送契約の書面化について

運送契約は書面又はメール等の電磁的方法を原則としている。

YES NO どちらともいえない

コメント（ ）

6. 荷役作業等に係る対価について

運転者が行う荷役作業等の料金を支払う者を明確化し、物流事業者に対し、当該荷役作業等に係る適正な料金を対価として支払っている。

YES NO どちらともいえない

コメント（ ）

7. 運賃と料金の別建て契約 について

運送契約を締結する場合には、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を別建てで契約することを原則としている。

YES NO どちらともいえない

コメント（ ）

8. 燃料サーチャージの導入・燃料費等の上昇分の価格への反映について

物流事業者から燃料サーチャージの導入について相談があった場合及び燃料費等の上昇分や高速道路料金等の実費を運賃・料金に反映することを求められた場合には協議に応じ、コスト上昇分を運賃・料金に適切に転嫁している。

YES NO どちらともいえない

コメント（ ）

9. 下請取引の適正化について

運送契約の相手方の物流事業者（元請事業者）に対し、下請に出す場合、5.から8.までについて対応することを求めるとともに、多重下請構造が適正な運賃・料金の収受を妨げる一因となることから、特段の事情なく多重下請による運送が発生しないよう留意している。

YES NO どちらともいえない

コメント ()

■輸送・荷役作業等の安全の確保

10. 異常気象時等の運行の中止・中断等について

台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行っていない。

YES NO どちらともいえない

コメント ()

2. 発荷主事業者としての取組事項

ガイドラインに基づき実施が必要な項目

■物流業務の効率化・合理化

1. 出荷に合わせた生産・荷造り等について

出荷時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り等を行い、荷役時間を短縮している。

YES NO どちらともいえない

コメント ()

2. 運送を考慮した出荷予定時刻の設定について

トラック運転者が輸配送先まで適切に休憩を取りつつ運行することが可能なスケジュールが組めるよう出荷予定時刻を設定している。

YES NO どちらともいえない

コメント ()

3. 着荷主事業者としての取組事項

ガイドラインに基づき実施が必要な項目

■物流業務の効率化・合理化

1. 納品リードタイムの確保について

発荷主事業者や物流事業者の準備時間を確保し、輸送手段の選択肢を増やすために、発注から納品までの納品リードタイムを十分に確保します。納品リードタイムを短くせざるを得ない特別な事情がある場合には、自ら輸送手段を確保する（引取物流）等により、物流負荷の軽減に取り組みます。

YES NO どちらともいえない

コメント ()

回答先：JSIA 本部 info@jsia.or.jp または、Fax:03-3436-0738 8月4日まで

フリーコメント（自由に記載ください）

物流の2024年問題に関して、

- ・既に取り組まれている事柄、取り組もうとされている事柄など
- ・物流事業者からの具体的な協力要請の有・無、要請内容など
- ・客先（サブコンなど）への要望が必要な事柄など

本アンケート結果を踏まえ、事業推進委員会において、別途の取り纏めをおこない、客先へのお願い文書、リーフレット等の作成を予定しております。

以上